



鳥取県公報

平成16年 3月29日(月)
号外第30号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	生活保護法施行細則の一部を改正する規則(15)(福祉保健課)..... 1
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(16) (循環型社会推進課)..... 6
人委規則	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(1)(給与課).....32

——— 公布された規則のあらまし ———

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

- 1 生活保護法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等に係る様式を定めることとした。(第15条の2、第15条の4、様式第10号の2～様式第10号の2の4関係)
- 2 一般廃棄物処理施設の許可の申請等に係る様式を定めることとした。(第1条の2、新第2条、第2条の2、第2条の4、第2条の5、新様式第1号、様式第1号の3～様式第1号の6関係)
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第15号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和28年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（保護施設変更届書等）</p> <p>第13条 市町村又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項に該当する事項を変更したときは、様式第44号の保護施設変更届書により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（保護施設事業開始届書等）</p> <p>第14条 保護施設が事業を開始したときは、当該施設の管理者は、様式第46号保護施設事業開始届書により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の保護施設事業開始届書には、様式第47号の保護施設入所者及び利用者状況調査、様式第48号の保護施設台帳及び法第46条の規定による管理規程を添付しなければならない。</p> <p>（改善命令等による措置結果報告書）</p> <p>第16条 市町村若しくは地方独立行政法人又は社会福祉法人は、法第45条第1項又は第2項の規定によって保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとった措置について様式第51号の措置結果報告書を、その処分を受けた日から30日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第42号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">保護施設設置届書</p> <p>保護施設を保護施設設備計画書のとおり設置するので、生活保護法第40条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p>	<p>（保護施設変更届書等）</p> <p>第13条 市町村は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項に該当する事項を変更したときは、様式第44号の保護施設変更届書により、その旨をすみやかに知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（保護施設事業開始届書等）</p> <p>第14条 保護施設が事業を開始したときは、当該施設の管理者は、様式第46号保護施設事業開始届書により、その旨をすみやかに知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の保護施設事業開始届書には、様式第47号の収容者及び利用者状況調査、様式第48号の保護施設台帳及び法第46条の規定による管理規程を添付しなければならない。</p> <p>（改善命令等による措置結果報告書）</p> <p>第16条 市町村又は社会福祉法人は、法第45条第1項又は第2項の規定によって保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとった措置について様式第51号の措置結果報告書を、その処分をうけた日から30日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第42号</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">保護施設設置届書</p> <p>保護施設を保護施設設備計画書のとおり設置するので、生活保護法第40条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p>

1 及び 2 略
3 入所者名簿

様式第44号 (第13条関係)

年 月 日

名 称

届出者

代表者の氏名

印

職 氏 名 様

保護施設変更届書

年 月 日付 第 号をもって設置認可になった 施設を下記のように変更したので届け出ます。

記

(変更しようとする項目は旧計画、新計画につき併記すること)

様式第46号 (第14条関係)

年 月 日

名 称

届出者

代表者の氏名

印

職 氏 名 様

保護施設事業開始届書

年 月 日付 第 号をもって設置認可を受けた 施設の事業を 年 月 日より開始したので下記書類を添付し届け出ます。

記

- 1 入所者及び利用者状況調査 (様式第47号による)
- 2 略
- 3 生活保護法第46条の管理規程

様式第47号 (第14条関係)

保護施設入所者及び利用者状況調査

略	略	略	略	略	略

略

様式第49号 (第15条関係)

1 及び 2 略

3 収容利用者名簿

様式第44号

昭和 年 月 日

市町村長

印

鳥取県知事 様

保護施設変更届書

昭和 年 月 日付受厚第 号を以て設置認可になった 施設を下記のように変更したので届け出ます。

記

(変更しようとする項目は旧計画、新計画につき併記すること)

様式第46号

昭和 年 月 日

市町村長

印

(法人代表者氏名)

鳥取県知事 様

保護施設事業開始届書

昭和 年 月 日付受厚第 号を以て設置認可を受けた 施設の事業を昭和 年 月 日より開始したので下記書類を添付し届け出ます。

記

- 1 収容者及び利用者状況調査 (様式第47号による)
- 2 略
- 3 生活保護法第46条の管理規定

様式第47号

保護施設収容者及び利用者状況調査

略	略	略	略	略	略

略

様式第49号

年 月 日

名 称

提出者

代表者の氏名 印

職 氏 名 様

保護施設 月分保護実施状況報告
(救護及び更生施設)

略

(宿所提供施設)

略

(医療保護施設)

略

(授産施設)

略

様式第50号(第15条関係)

年 月 日

名 称

提出者

代表者の氏名 印

職 氏 名 様

年度第 四半期分施設事業実施状況

略

注 略

様式第51号(第16条関係)

年 月 日

名 称

報告者

代表者の氏名 印

職 氏 名 様

措置結果報告書

昭和 年 月 日

市町村長 印

(法人代表者名)

福祉事務所長 様

保護施設 月分保護実施状況報告
(養老、救護、更生施設)

略

(宿所提供施設)

略

(医療、保護施設)

略

(援護施設)

略

様式第50号

昭和 年 月 日

市町村長 印

(法人代表者氏名)

福祉事務所長 様

昭和 年度第 四半期分施設事業実施状況

略

(註) 略

様式第51号

昭和 年 月 日

市町村長 印

(法人代表者氏名)

鳥取県知事 様

措置結果報告書

年 月 日付 第
号をもって施設の設備について改善を命ぜられたが
運営
次のとおり改善措置を講じたので報告します。

記
設備の改善措置の結果について
運営の改善措置の結果について

様式第53号(第18条関係)

年 月 日

名 称

報告者

代表者の氏名 印

職 氏 名 様

廃 止
保護施設事業縮小報告(通知)書

休 止

年 月 日 第 号をもって

廃止

認可された施設の事業を下記のとおり縮小したので
休止

報告(通知)します。

記

1~4 略

5 入所被保護者の処置について

6 略

注 生活保護法施行規則第8条の区域外に設置した
保護施設を廃止し、又は休止した場合の通知にあっ
ては、財産処分の方法については省略してもよい
こと。

様式第69号(第28条関係)

年 月 日

名 称

報告者

代表者の氏名 印

職 氏 名 様

施設事務費精算書

年度 施設事務費を下記のとおり
精算しましたので関係書類添付の上報告します。

略

昭和 年 月 日付発厚第
号をもって施設の設備について改善を命ぜられたが
運営
次のとおり改善措置を講じたので報告致します。

記
設備の改善措置の結果について
運営の改善措置の結果について

様式第53号

昭和 年 月 日

市町村長 印

鳥取県知事 氏 名 様

廃 止
保護施設事業縮小報告(通知)書

休 止

昭和 年 月 日受厚第 号を以って

廃止

認可された施設の事業を下記のとおり縮小したので
休止

報告(通知)致します。

記

1~4 略

5 収容被保護者の処置について

6 略

(注)

1 ()内は生活保護法施行規則第八条の区域外
に設置した保護施設を廃止又は休止した場合の要
領を示すものであること。尚この場合財産処分の
方法については省略してもよいこと。

様式第69号

昭和 年 月 日

市町村長 印

(法人代表者名)

鳥取県知事 様

施設事務費精算書

昭和 年度 施設事務費を下記のとおり
精算しましたので関係書類添付の上報告します。

略

添付書類

1～3 略

(註) 添付書類

1～3 略

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第16号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可申請)</p> <p>第1条の2 <u>法第8条第2項の申請書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p>(一般廃棄物処理施設設置変更許可申請)</p> <p>第1条の3 <u>省令第5条の3第1項に規定する申請書は、様式第1号の2によるものとする。</u></p> <p>(一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付)</p> <p>第1条の4 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、<u>様式第1号の3</u>による許可証を交付するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可証の交付)</p> <p>第1条の2 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、<u>様式第1号</u>による許可証を交付するものとする。</p>

(一般廃棄物処理施設設置許可に係る軽微な変更等の届出)

第2条 省令第5条の4の2第1項に規定する届出書は、様式第1号の4によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第2条の2 知事は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る届出)

第2条の3 法第9条の3第1項の規定による届出は、様式第1号の5によるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出)

第2条の4 省令第5条の8に規定する届出書は、様式第1号の6によるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る軽微な変更等の届出)

第2条の5 省令第5条の9の2第1項に規定する届出書は、様式第1号の4によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付の申請)

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の記載事項変更の届出)

第2条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第3条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第1号の2による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第9条第1項の変更の許可を受けた者及び法第9条の5第1項の許可を受けた者は、この限りでない。

2 知事は、前項の届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。

3 第1項の規定は、法第9条の3第1項の一般廃棄物処理施設の設置の届出、又はその構造若しくは規模の変更の届出をした市町村について準用する。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付の申請)

第6条 法第14条第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第9条 略

2 産業廃棄物再生利用業者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第9号による届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(7) 再生利用の用に供する施設に係る種類、数量、設置場所、能力、方式又は構造

(8) 申請者が法人である場合にあっては、法第14条第5項第2号二に規定する役員

(9) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年である場合にあっては、その法定代理人

(10) 申請者に政令第6条の10で定める使用人がある場合にあっては、当該使用人

3 略

(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)

第13条 第2条の2の規定は、法第15条の2の5第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。

(産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第14条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

第6条 法第14条第1項若しくは第4項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)又は法第14条の4第1項若しくは第4項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第9条 略

2 産業廃棄物再生利用業者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第9号による届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

3 略

(産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項変更の届出)

第13条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第11条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第1号の2による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第15条の2の4第1項の変更の許可を受けた者及び法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可を受けた者は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出により許可証の書換えを必要とする場合について準用する。

(産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第14条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)

第15条の2 法第15条の2の4の規定による届出は、様式第10号の2によるものとする。

2 省令第12条の7の7第4項に規定する受理書(以下「受理書」という。)は、様式第10号の2の2によるものとする。

3 省令第12条の7の7第5項の規定による変更等の届出は、様式第10号の2の3によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)

第15条の3 知事は、省令第12条の7の7第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書換えて交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の再交付の申請)

第15条の4 受理書の交付を受けた者は、受理書を破り、汚し、又は失ったときは、知事に受理書の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により受理書の再交付を申請しようとする者は、様式第10号の2の4による申請書を知事に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の5による報告書を知事に提出するものとする。

2~4 略

様式第9号(第9条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名



(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2による報告書を知事に提出するものとする。

2~4 略

様式第9号(第9条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名



(法人にあっては、名称)
及び代表者の氏名
電話番号

(法人にあっては、名称)
及び代表者の氏名
電話番号

略

略

注 略

注 略

添付書類

添付書類

1 及び 2 略

1 及び 2 略

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号二に規定する役員、届出者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年である場合に係る法定代理人又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で定める使用人に係る変更である場合にあっては、当該変更に係る者の住民票の写し、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び身分証明書（成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。）被保佐人（同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書をいう。）

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号の2を削り、様式第1号中「第1条の2関係」を「第1条の4関係」に改め、同様式を様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号（第1条の2関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3 / \text{日}$ ()時間 $t / \text{日}$ ()時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
* 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

(第2面)

* 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	

	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
* 災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
* 埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
* 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
（法人である場合）		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記載すること。

4 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる*欄の記載については、それぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備の欄 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法の欄 処理系統図

5 *印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄にすべての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第1号の2（第1条の3関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」とい

う。)第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3 / \text{日(時間)}$ $t / \text{日(時間)}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$	$m^3 / \text{日(時間)}$ $t / \text{日(時間)}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名		住	所
申請者(法人である場合)			
(ふりがな)		住	所
名称			

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。

3 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる場合の記載については、該当する箇所にそれぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）に記載する一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合 変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 申請書に記載する排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合 変更後の処理系統図

(3) 申請書に記載する排ガス又は排水の量に変更がある場合 変更後の数値

(4) 申請書に記載する排ガスの性状に変更がある場合 大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 申請書に記載する放流水の水質に変更がある場合 し尿処理施設の場合にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等に係る変更後の数値、最終処分場の場合にあっては一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一の上欄に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載

し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載するものとする。

6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第1号の3の次に次の3様式を加える。

様式第1号の4（第2条、第2条の5関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る許可（届出）事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第9条の3第10項において準用する）第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設 の名称		
一般廃棄物処理施設 の設置の場所		
一般廃棄物処理施設 の種類		
許可（届出）年月日		年 月 日
許可（届出）番号		
変更 等 の 内 容	変 更 等 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃止・休止・ 再開）年月日		年 月 日
変更（廃止・休止・ 再開）の理由		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号の5(第2条の3関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第9条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3 / \text{日}$ ()時間 $t / \text{日}$ ()時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処 理 方 法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。) 含む。)
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その		

	他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

(第2面)

* 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
* 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
* 埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
* 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

- 注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記載すること。
- 3 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる欄の記載については、それぞれに定める図面等を添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備の欄 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法の欄 処理系統図
- 4 *印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄にすべての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第1号の6(第2条の4関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置変更届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
届 出 の 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	

変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3 / \text{日()時間}$	$m^3 / \text{日()時間}$
		$t / \text{日()時間}$	$t / \text{日()時間}$
		$m^3 / \text{時間}$	$m^3 / \text{時間}$
		$t / \text{時間}$	$t / \text{時間}$
	面積 m^2	面積 m^2	
	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	
	* 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	* 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	

注 1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。

2 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する方法等により記載すること。ただし、次に掲げる場合の記載については、該当する箇所にそれぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 一般廃棄物処理施設設置届出書(以下「届出書」という。)に記載する一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合 変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 届出書に記載する排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合 変更後の処理系統図

(3) 届出書に記載する排ガス又は排水の量に変更がある場合 変更後の数値

(4) 届出書に記載する排ガスの性状に変更がある場合 大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 届出書に記載する放流水の水質に変更がある場合 し尿処理施設の場合にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等に係る変更後の数値、最終処分場の場合にあっては一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

3 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載するものとする。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第8条関係)

(第1面)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
 申請者 氏 名 ㊟
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所	の所在地	
事業場	の所在地	
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設に係る種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設に係る方式、構造及び施設の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	再生活用業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条の10で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 住民票の写し、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）及び身分証明書（成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。）被保佐人（同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書をいう。以下同じ。）（法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書）
- 6 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書
- 7 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第8条関係)

(第1面)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 の 内 容	再生活用又は 再生輸送の別	変更前
		変更後
	取り扱う産業 廃棄物の種類	変更前
		変更後
変 更 の 理 由		
変更に係る再生利用の方法		
変更に係る取引関係		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条の10で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更後の取引関係を記載した書類
- 3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 変更後の再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 変更後の委託関係を記載した書類
- 6 住民票の写し、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）及び身分証明書（成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。）被保佐人（同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書をいう。以下同じ。）（法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書）
- 7 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書
- 8 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書
- 9 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第10号の2を様式第10号の2の5とし、様式第10号の次に次の4様式を加える。

様式第10号の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、法第15条の2の4の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力 （産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び残余の埋立容量）	埋立面積	$m^3 / \text{日} (\quad) \text{時間}$ $t / \text{日} (\quad) \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ m^2 m^3
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
	合 計	$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 産業廃棄物処理施設の種類の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記載すること。
- 3 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けであなたから提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の4の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職氏名 印

受 理 の 年 月 日		受 理 番 号	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に お いて 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に 係 る 許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号			
法 第 15 条 の 2 第 4 項 の 規 定 に よ り 法 第 15 条 第 1 項 の 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に 係 る 許 可 に 付 さ れ た 条 件			

様式第10号の2の3（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する ^{変更}届出書 _{廃止}

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書について、当該記載事項に当該届出に係る変更があったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の7の7第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

	変 更 後	変 更 前
変更又は廃止した事項の内容		
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止の年月日		

- 注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 3 変更又は廃止した事項の内容の欄については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載すること。

添付書類

- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書
- 省令第12条の7の7第3項各号に掲げる書類に変更がある場合にあっては、当該書類

様式第10号の2の4（第15条の4関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書再交付申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

受 理 の 年 月 日		受理番号	
産業廃棄物処理施設 の 設 置 の 場 所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設に おいて処理する 一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る 許可の年月日及び許可番号			
再交付を受けようとする理 由			

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書（失った場合を除く。）

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第1号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)(以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。</p> <p>(交通の用具)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等(特別急行列車及び高速自動車国道等(給与条例第10条第3項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車又は高速自動車国道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車若しくは高速自動車国道等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1月</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項の規定による退職</p>	<p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)(以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。</p> <p>(交通の用具)</p> <p>第5条の2 略</p>

その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第5条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第28条第2項の規定による休職（以下「休職」という。）にされ、同法第29条第1項の規定による停職（以下「停職」という。）にされ、同法第55条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）をされ、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「公益法人等派遣」という。）をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を始め、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇（以下「海外随伴休暇」という。）を承認され、又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）を始めた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロ

(運賃等相当額の算出の基準)

第6条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第8条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間1箇月の定期券の価額

(2) 前号に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の月額額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル

メートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。))が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)

同項第1号に定める額

- (3) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

(給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員)
第9条の2 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル(特別急行列車を利用する場合にあつては、40キロメートル)以上若しくは通勤時間が90分(特別急行列車を利用する場合にあつては、60分)以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員(これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあつては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。)とする。

2 略

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用の基準)

第9条の4 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車又は高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分(特別急行列車を利用する場合にあつては、20分)以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

2及び3 略

以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び給与条例第10条第2項第2号に掲げる額の合計額(その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を4万5,000円に加算した額又は同号に掲げる額のいずれか多い額)

- (2) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 給与条例第10条第2項第1号に掲げる額

- (3) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 給与条例第10条第2項第2号に掲げる額

(給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員)
第9条の2 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル(特別急行列車を利用する場合にあつては、40キロメートル)以上若しくは通勤時間が90分(特別急行列車を利用する場合にあつては、60分)以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員(これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあつては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。)とする。

2 略

(特別急行列車等の利用の基準)

第9条の4 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分(特別急行列車を利用する場合にあつては、20分)以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

2及び3 略

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の5 特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車又は高速自動車国道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と読み替えるものとする。

第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ず

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)

第9条の5 給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当する額(以下「特別料金等の2分の1相当額」という。)の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等及び高速自動車国道等特別料金等の額によるものとする。

2 第7条及び第8条の規定は、特別料金等の2分の1相当額の算出について準用する。

第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には

る者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2)及び(3) 略

(支給日等)

第9条の9 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)第2条第1項に規定する支給期日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員が任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日における任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の高速自動車国道等を利用するものとして高速自動車国道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第10条第3項第2号に

当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2)及び(3) 略

規定する1月当たりの特別料金等2分の1相当額（第10条の2第4項第1号において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期）

第10条 略

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第10条の2 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- （1） 離職し、若しくは死亡した場合又は給与条例第10条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- （2） 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- （3） 月の中途において休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、公益法人等派遣をされ、育児休業を始め、海外随伴休暇を承認され、又は大学院修学休業を始めた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- （4） 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 1月当たりの運賃等相当額等（第9条第1号に掲げる職員にあっては、1月当たりの運賃等相当額及び給与条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につ

（支給の始期及び終期）

第10条 略

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

き、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第9条の9第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。

4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の高速自動車国道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る高速自動車国道等（同号の改定後に1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての高速自動車国道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての高速自動車国道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額

の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第9条の9第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

5 給与条例第10条第6項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の任命権者が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。

(支給できない場合)

第11条 給与条例第10条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

(事後の確認)

第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給できない場合)

第11条 給与条例第10条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

(事後の確認)

第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前月の月中途から引き続いて地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定による休職にされ、同法第29条第1項の規定による停職にされ、同法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定による派遣をされ、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例

例第3号)第2条第1項の規定による派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を始め、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認され、又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業を始めた職員が同日以降に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則第5条の4第2項の規定の適用については、「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。